

議第44号

山形県部設置条例の一部を改正する条例の制定について

山形県部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県部設置条例の一部を改正する条例

山形県部設置条例（昭和34年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（山形県青少年健全育成条例の一部改正）
- 2 山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第23条中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。
（山形県社会福祉審議会条例の一部改正）
- 3 山形県社会福祉審議会条例（平成12年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。
第9条中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。
（山形県男女共同参画推進条例の一部改正）
- 4 山形県男女共同参画推進条例（平成14年7月県条例第45号）の一部を次のように改正する。
第25条中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。
（子育てするなら山形県推進協議会条例の一部改正）
- 5 子育てするなら山形県推進協議会条例（平成25年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。
第7条中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。

提 案 理 由

県行政組織の機能を強化し、行政の効率的運営を図るため提案するものである。

議第45号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第199号の2を第199号の6とし、第199号の次に次の4号を加える。

- | | | |
|---|-------------------------|---------|
| (199)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査 | 地域連携薬局認定申請
手数料 | 11,000円 |
| (199)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査 | 地域連携薬局認定更新
申請手数料 | 11,000円 |
| (199)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査 | 専門医療機関連携薬局
認定申請手数料 | 11,000円 |
| (199)の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査 | 専門医療機関連携薬局
認定更新申請手数料 | 11,000円 |

第2条第1項第200号中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同項第202号中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同項第203号中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、同項第205号中「同条第13項」を「同条第15項」に改め、同号の表中「第13項」を「第15項」に改め、同項第206号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同項第206号の3中「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に改め、同項第206号の7中「第23条の20第2項」を「第23条の20第4項」に改め、同項第215号の7中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同項第216号の3中「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、同項第216号の4中「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に改め、同項第216号の6中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同項第216号の8中「第1条の5第2項」を「第2条の3第2項」に改め、同項第216号の9中「第1条の6第2項」を「第2条の4第2項」に改め、同項中第216号の11を第216号の13とし、第216号の10を第216号の12とし、第216号の9の次に次の2号を加える。

- | | | |
|---|--------------------------|--------|
| (216)の10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の8第2項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の書換え交付 | 地域連携薬局等の認定
証の書換え交付手数料 | 2,100円 |
| (216)の11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の9第2項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の再交付 | 地域連携薬局等の認定
証の再交付手数料 | 3,000円 |

第2条第1項中第306号の4を第306号の6とし、第306号の3を第306号の5とし、第306号の2

を第306号の4とし、第306号の次に次の2号を加える。

- (306)の2 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付 家畜人工授精所の開設の許可証書換え交付手数料 1,700円
- (306)の3 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付 家畜人工授精所の開設の許可証再交付手数料 1,700円

第2条第1項第423号の10の表イの項及びロの項を次のように改める。

イ 一戸建ての住宅に係る申請	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ロ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る申請	この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

第2条第1項第423号の10の表ハの項中「部分」を「部分（以下「住宅部分」という。）」に改め、同表ニの項を次のように改める。

ニ 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物（一戸建ての住宅を除く。以下「複合建築物」という。）に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 (イ) 住宅部分 この表の付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
---	--

第2条第1項第423号の10の表の付表第1から付表第3までを次のように改める。

第423号の10の表の付表第1

区分		金額
登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		5,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	39,000円

備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。

第423号の10の表の付表第2

	区分	金額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	46,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	117,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	199,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	286,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）を除いた部分）に係る床面積について算定する。		

第423号の10の表の付表第3

区分	金額
----	----

登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（次号において「指定確認検査機関」という。）であるものに限る。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	129,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に定める基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	88,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	113,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	313,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	377,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	442,000円

上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	231,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	290,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	374,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	534,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	658,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	777,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	887,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

第2条第1項第423号の11の表イの項区分の欄中「又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸のみに係る申請」を削り、同表ロの項を次のように改める。

ロ 共同住宅等に係る申請	この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
--------------	-------------------------------------

第2条第1項第423号の11の表ハの項区分の欄中「人の居住の用に供する部分」を「住宅部分」に改め、同表ニの項を次のように改める。

ニ 複合建築物に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 (イ) 住宅部分 この表の付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
--------------	--

第2条第1項第423号の11の表の付表第1から付表第3までを次のように改める。

第423号の11の表の付表第1

区分		金額
登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		3,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	20,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		

第423号の11の表の付表第2

区分		金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	23,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	41,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	59,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	100,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	143,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分を除いた部分）に係る床面積について算定する。		

第423号の11の表の付表第3

	区分	金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関であるものに限る。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	9,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	14,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	65,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	102,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に定める基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	44,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	57,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	74,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	120,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	157,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	189,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	221,000円

上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	116,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	145,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	187,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	267,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	329,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	389,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	444,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

第2条第1項第423号の11の2の表中

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この号、次号及び第423号の15において同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの	91,000円	を
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	151,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	243,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	316,000円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	380,000円	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	445,000円	

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この号、次号及び第423号の15において同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの	91,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	116,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	151,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	243,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	316,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	380,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	445,000円

に、

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	377,000円
-------------------------------------	----------

を

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	293,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	377,000円

に改

め、同表の備考第2項中「1.2とする」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって設定する」に改め、同条第1項第423号の11の3の表中

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	77,000円
-------------------------------------	---------

を

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	60,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	77,000円

に、

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円
-------------------------------------	----------

を

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	148,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円

に改

め、同表の備考第2項中「1.2とする」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって設定する」に改め、同条第1項第423号の12中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号の表ハの項区分の欄中「人の居住の用に供する部分（以下「」及び「」という。）」を削り、同表の備考第1項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表の付表第1中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同号の表の付表第2中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同号の表の付表第3中

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
-------------------------------------	---------

を

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円

に、

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	148,000円
-------------------------------------	----------

を

	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	113,000円	に、
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	148,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	374,000円	を
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	290,000円	に改
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	374,000円	

め、同条第1項第423号の13中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号の表の備考第1項中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号の表の付表第1及び付表第2中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同号の表の付表第3中

登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円	を
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	14,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	41,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	65,000円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	82,000円	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	102,000円	

登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	9,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	14,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	65,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	102,000円

に、

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	74,000円
-------------------------------------	---------

を

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	57,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	74,000円

に、

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	187,000円
-------------------------------------	----------

を

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	145,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	187,000円

に改

め、同条第1項第423号の14中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号の表の付表第1及び付表第2中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号の表の付表第3を次のように改める。

第423号の14の表の付表第3

区分		金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	129,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	129,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	129,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	88,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	113,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	313,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	377,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	442,000円

上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	231,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	290,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	374,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	534,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	658,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	777,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	887,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

第2条第1項第423号の15の表中

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	77,000円	を
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	60,000円	
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	77,000円	に、
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円	を

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	148,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円

に改

め、同表の備考第2項中「1.2とする」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって設定する」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項中第199号の2を第199号の6とし、第199号の次に4号を加える改正規定、同項第200号、第202号、第203号、第205号、第206号、第206号の3、第206号の7、第215号の7、第216号の3、第216号の4、第216号の6、第216号の8及び第216号の9の改正規定並びに同項中第216号の11を第216号の13とし、第216号の10を第216号の12とし、第216号の9の次に2号を加える改正規定は、同年8月1日から施行する。

提 案 理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく地域連携薬局の認定の申請をする者等から手数料を徴収するとともに、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額の適正化を図る等のため提案するものである。

議第46号

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。
附則第6項中「平成28年3月県条例第15号」を「令和3年3月県条例第 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

5年後を目途として山形県産業廃棄物税条例の施行状況について検討を加えることとするため提案するものである。

議第47号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第42項事務の欄第3号中「同項第1号に掲げる介護サービス事業者（当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が山形市の区域に所在するものに限る。）及び」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第48号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年6月県条例第43号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

提 案 理 由

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第49号

山形県魚介類行商取締条例を廃止する条例の設定について

山形県魚介類行商取締条例を廃止する条例を次のように制定する。

山形県魚介類行商取締条例を廃止する条例

山形県魚介類行商取締条例（昭和30年10月県条例第43号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）
- 3 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表中第46項を削り、第47項を第46項とし、第48項から第50項までを1項ずつ繰り上げる。

提 案 理 由

魚介類行商に係る県の規制を廃止するため提案するものである。

議第50号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「旧法」という。）第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準」を削り、「以下「法」という。）第51条」を「昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第54条」に改める。

第2条を削る。

第3条中「第51条」を「第54条」に、「別表第2」を「別表第1」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。以下同じ。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業及び集乳業の施設については、同表第1項から第8項までの規定は、適用しない。

第3条を第2条とし、第4条を削る。

第5条第2号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

- 1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 2 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従事者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄及び消毒の実施その他必要な衛生管理措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - (2) 住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。
- 3 飲食店営業のうち、露店飲食店営業、季節的に行う飲食店営業及び臨時に行う飲食店営業については、前項の規定は、適用しない。
- 4 施設の構造及び設備については、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) じん埃、かみ廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ、昆虫等の侵入を防止できる設備を有すること。
 - (2) 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
 - (3) 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下「清掃等」という。）を容易にするこ

- とができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。
- (4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 床面は、不浸透性の材料で作られ、排水が良好であること。
 - ロ 内壁は、床面から容易に汚染される高さまで不浸透性の材料で腰張りされていること。
- (5) 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることができるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。
- (6) 給水設備は、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 水道事業等により供給される水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道又は同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。以下同じ。）又は飲用に適する水（水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水をいう。）を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができるものであること。
 - ロ 水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源が外部から汚染されない構造であること。
 - ハ 貯水槽を使用する場合にあっては、食品衛生上支障のない構造であること。
- (7) 法第13条第1項の規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業に係る前号イの規定の適用については、同号イ中「飲用に適する水（水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水をいう。）」とあるのは、「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業に係る同号イの規定の適用については、同号イ中「飲用に適する水（水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水をいう。）」とあるのは、「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。
- (8) 従事者の手指の洗浄及び消毒をする装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。この場合において、水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。
- (9) 排水設備は、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
 - ロ 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。
 - ハ 配管は、十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。
- (10) 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。この場合において、法第13条第1項の規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱うときは、その定めに従い製造又は保存の際の冷蔵又は冷凍に必要な設備を有すること。
- (11) 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。
- (12) 次に掲げる基準を満たす便所を従事者の数に応じて有すること。
- イ 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
 - ロ 専用の流水式手洗い設備を有すること。
- (13) 保管の設備は、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 原材料について、その種類及び特性に応じた温度で、かつ、汚染を防止することができる状態で、保管することができる十分な規模であること。
 - ロ 施設において使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤を食品等と区分して保管することができること。
- (14) 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備は、不浸透性の材料で作られ、十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

- (15) 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。
 - (16) 従事者の数に応じた十分な広さの更衣場所を作業場への出入りが容易な位置に有すること。
 - (17) 食品等を洗淨するため、使用目的に応じた大きさ及び数の洗淨設備であつて、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給することができるものを有すること。
 - (18) 添加物を使用する施設にあつては、添加物を専用で保管することができる設備又は場所を有し、計量器を備えること。
- 5 次の各号に掲げる営業については、当該各号に定める規定は、適用しない。
- (1) 飲食店営業（次号及び第3号に掲げる営業を除く。） 前項第15号
 - (2) 飲食店営業のうち、自動車において調理をするもの 前項第4号、第9号、第12号、第15号及び第16号
 - (3) 飲食店営業のうち、露店飲食店営業、季節的に行う飲食店営業及び臨時に行う飲食店営業 前項第1号、第3号から第5号まで、第7号、第9号、第12号及び第15号から第17号まで
 - (4) 魚介類販売業のうち、自動車において販売をするもの 前項第4号、第9号、第12号及び第16号
 - (5) 食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理するもの 前項第12号、第13号及び第16号
- 6 機械器具、容器その他の設備（以下「機械器具等」という。）については、次に掲げる基準を満たすこと。
- (1) 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具等は、適正に洗淨、保守及び点検をすることができる構造であること。
 - (2) 作業に応じた機械器具等を備えること。
 - (3) 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性の材料で作られ、洗淨が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。
 - (4) 固定された、又は移動し難い機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗淨をしやすい位置に有し、組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗淨及び消毒が可能な構造であること。
 - (5) 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。
 - (6) 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。
 - (7) 作業場の清掃等をするための必要な数の専用の用具を備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。
- 7 次の各号に掲げる営業については、当該各号に定める規定は、適用しない。
- (1) 飲食店営業のうち、露店飲食店営業、季節的に行う飲食店営業及び臨時に行う飲食店営業 前項第7号
 - (2) 食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理するもの 前項第5号
- 8 前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準によること。
- (1) 飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態でも飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。）をする場合にあつては、次に掲げる基準により営業をすることができること。
- イ 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がな

- いと認められる場合は、不浸透性の材料以外の材料を使用することができること。
- ロ 排水設備にあっては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に設置しないことができること。
 - ハ 冷蔵又は冷凍設備にあっては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することができること。
 - ニ 食品を取り扱う区域にあっては、従事者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造である場合に限り、区画されていることを要しないこと。
- (2) 冷凍食品製造業及び複合型冷凍食品製造業以外の営業で冷凍食品を製造する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
 - ロ 原材料を保管する室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - ハ 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
 - ニ 製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。
- (3) 密封包装食品製造業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有し、必要に応じて容器包装の洗浄設備を有すること。
 - ロ 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - ハ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- (4) 飲食店営業のうち、露店飲食店営業、季節的に行う飲食店営業及び臨時に行う飲食店営業にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所と食品等を取り扱うことを目的とする室又は場所が区画されていること。
 - ロ じん埃による汚染を防止できる構造又は設備を有すること。
 - ハ 排水設備は、十分な排水機能を有し、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。ただし、廃水を保管することができる貯水設備を有する場合は、この限りでない。
 - ニ 作業場の清掃等をするための必要な数の専用の用具を備えること。
- (5) 魚介類販売業のうち、自動車において販売をするものにあつては、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 自動車において調理及び加工を行わない営業にあっては、1日の営業においておおむね40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
 - ロ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業においておおむね80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
 - ハ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業においておおむね200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- 9 前各項に定めるもののほか、公衆衛生の見地から必要な基準として規則で定める事項

別表第2

営 業 の 種 類	手 数 料 の 額
-----------	-----------

飲食店営業	17,000円（引き続き許可を受けて飲食店営業を営もうとする場合に係るものにあつては16,000円、露店飲食店営業を営もうとする場合に係るものにあつては9,100円、引き続き許可を受けて露店飲食店営業を営もうとする場合に係るものにあつては8,300円、季節的に行う飲食店営業を営もうとする場合に係るものにあつては4,700円、臨時に行う飲食店営業を営もうとする場合に係るものにあつては2,500円）
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	9,300円（引き続き許可を受けて調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業を営もうとする場合に係るものにあつては、8,700円）
食肉販売業	10,000円（引き続き許可を受けて食肉販売業を営もうとする場合に係るものにあつては、9,400円）
魚介類販売業	10,000円（引き続き許可を受けて魚介類販売業を営もうとする場合に係るものにあつては、9,400円）
魚介類競り売り営業	23,000円（引き続き許可を受けて魚介類競り売り営業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
集乳業	10,000円（引き続き許可を受けて集乳業を営もうとする場合に係るものにあつては、9,400円）
乳処理業	23,000円（引き続き許可を受けて乳処理業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
特別牛乳搾取処理業	23,000円（引き続き許可を受けて特別牛乳搾取処理業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
食肉処理業	23,000円（引き続き許可を受けて食肉処理業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
食品の放射線照射業	23,000円（引き続き許可を受けて食品の放射線照射業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
菓子製造業	15,000円（引き続き許可を受けて菓子製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、14,000円）
アイスクリーム類製造業	15,000円（引き続き許可を受けてアイスクリーム類製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、14,000円）

乳製品製造業	23,000円（引き続き許可を受けて乳製品製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
清涼飲料水製造業	23,000円（引き続き許可を受けて清涼飲料水製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
食肉製品製造業	23,000円（引き続き許可を受けて食肉製品製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
水産製品製造業	23,000円（引き続き許可を受けて水産製品製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
氷雪製造業	23,000円（引き続き許可を受けて氷雪製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
液卵製造業	17,000円（引き続き許可を受けて液卵製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、16,000円）
食用油脂製造業	23,000円（引き続き許可を受けて食用油脂製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
みそ又はしょうゆ製造業	17,000円（引き続き許可を受けてみそ又はしょうゆ製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、16,000円）
酒類製造業	17,000円（引き続き許可を受けて酒類製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、16,000円）
豆腐製造業	15,000円（引き続き許可を受けて豆腐製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、14,000円）
納豆製造業	15,000円（引き続き許可を受けて納豆製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、14,000円）
麺類製造業	15,000円（引き続き許可を受けて麺類製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、14,000円）
そうざい製造業	23,000円（引き続き許可を受けてそうざい製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
複合型そうざい製造業	30,000円（引き続き許可を受けて複合型そうざい製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、27,000円）

冷凍食品製造業	23,000円（引き続き許可を受けて冷凍食品製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
複合型冷凍食品製造業	30,000円（引き続き許可を受けて複合型冷凍食品製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、27,000円）
漬物製造業	15,000円（引き続き許可を受けて漬物製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、14,000円）
密封包装食品製造業	23,000円（引き続き許可を受けて密封包装食品製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）
食品の小分け業	15,000円（引き続き許可を受けて食品の小分け業を営もうとする場合に係るものにあつては、14,000円）
添加物製造業	23,000円（引き続き許可を受けて添加物製造業を営もうとする場合に係るものにあつては、22,000円）

別表第3を削る。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

提 案 理 由

食品衛生法等の一部改正に伴い、水産製品製造業等に係る施設について公衆衛生の見地から必要な基準を定めるとともに、水産製品製造業等の許可を受けようとする者から手数料を徴収する等のため提案するものである。

議第51号

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

山形県生活環境の保全等に関する条例（昭和45年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

大気汚染防止法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第52号、

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山形県安心こども基金条例（平成21年2月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

山形県安心こども基金の設置期間を延長するため提案するものである。

議第53号

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校若しくは」を「学校又は」に改め、「又は大学院の修士課程（看護に関する専門知識を修得するためのものに限る。以下「大学院修士課程」という。）」（以下「看護職員養成施設等」という。）」を削る。

第2条中「看護職員養成施設等」を「看護職員養成施設」に改め、「、又は修了し」を削る。

第3条第1項の表中

「 准看護師修学資 金	法第22条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学する者	50,000円以内	を
大学院修学資金 （修士課程）	看護師の免許を取得し、大学院修士課程に在学する者	83,000円以内	」
「 准看護師修学資 金	法第22条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学する者	50,000円以内	に改め、同条第2項 」

を次のように改める。

2 修学資金には、修学資金の貸与を受けた日の翌日から最後に修学資金の貸与を受けた日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した利息を付する。

第7条第1項中「看護職員養成施設等」を「看護職員養成施設」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

修学資金（第3条第2項に規定する利息を含む。以下同じ。）は、修学生であつたものが次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該事由の生じた日（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間の末日）の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に月賦の均等払方式により、これを返還しなければならない。

(1) 看護職員養成施設卒業の資格に係る看護職員の免許を取得したとき（貸与の期間が満了した日から1年を経過する日までに当該免許を取得しなかつた場合は、当該1年を経過するとき。）。

(2) 前条の規定により契約を解除したとき。

第8条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条第1項第1号中「看護職員養成施設等」を「看護職員養成施設」に改め、同項第2号中「大学院修士課程」を「大学院の修士課程（看護に関する専門知識を修得するためのものに限る。以下「大学院修士課程」という。）」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「別表第8号」を「別表第10号」に改め、「及び第7号」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「県内の町村（地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村に限る。）」を「県又は県内の市町村（以下「県等」という。）」に、「当該町村」を「県等」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を削る。

第10条中「及び第2項」を削る。

第11条第1項第1号中「第9条第1項第4号から第7号まで」を「第9条第1項第3号から第5号まで」に、「場合」を「場合及び県等において保健師の業務に従事し、引き続き県等において保健師の業務に従事している場合」に改める。

別表中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第15項（第1号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業に限る。）を行う事業所をいう。）

(9) 複合型サービス事業所（介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第23項に規定する複合型サービスを行う事業に限る。）を行う事業所をいう。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条及び第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸与される修学資金（施行日前に修学資金の貸与を受けた者が引き続き貸与を受ける当該修学資金と同じ種類のもの（以下「継続貸与資金」という。）を除く。）について適用し、施行日前に貸与された修学資金及び継続貸与資金については、なお従前の例による。

3 修学資金の貸与を受ける者であった者であって施行日において次の各号のいずれかに該当するものについては、改正後の第9条、第11条及び別表の規定は、適用しない。

(1) 看護職員養成施設を卒業した後、改正後の第9条第1項第3号に規定する進学期間等（以下「進学期間等」という。）を除き、1年以内に当該看護職員養成施設卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第15項（第1号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業に限る。）を行う事業所をいう。）において改正後の第1条に規定する看護職員の業務に施行日前から施行日まで引き続き従事している者

(2) 看護職員養成施設を卒業した後、進学期間等を除き、1年以内に当該看護職員養成施設卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県内の複合型サービス事業所（介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第23項に規定する複合型サービスを行う事業に限る。）を行う事業所をいう。）において改正後の第1条に規定する看護職員の業務に施行日前から施行日まで引き続き従事している者

(3) 看護職員養成施設を卒業した後、進学期間等を除き、1年以内に保健師の免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県又は県内の市町村において保健師の業務に施行日前から施行日まで引き続き従事している者

提 案 理 由

修学資金の返還債務の履行猶予及び免除の対象となる者の範囲を変更する等のため提案するものである。

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県医師修学資金貸与条例（平成17年7月県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号イ中「（以下「指定期間」という。）」を削り、同イ中(ニ)を(ホ)とし、同イ(ハ)中「指定期間」を「医師少数区域等の医療機関等に在職した期間」に、「又は(ロ)」を「から(ハ)まで」に改め、同(ハ)を同イ(ニ)とし、同イ(ロ)中「研修を受け、又は勤務し」を「医師の専門性を高める勤務をし」に改め、同(ロ)を同イ(ハ)とし、同イ(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 臨床研修を修了した後に県内の医療機関その他規則で定める機関で医師の専門性を高める勤務（医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とする研修を受け、又は診療を行っていることをいう。以下同じ。）をしているとき。

第8条第1項第2号イ中「（大学病院の特定診療科に勤務した場合にあっては、3年を限度とする。）」を削り、「達した」を「達し、かつ、当該在職期間（臨床研修期間を除く。）のうち、4年（当該期間が9年に満たないときは、3年6月）以上の期間が、医師少数区域等の医療機関の特定診療科に在職した期間である」に改め、同イ中(ハ)を(ホ)とし、同イ(ロ)中「研修を受け、又は勤務し」を「医師の専門性を高める勤務をし」に改め、同(ロ)を同イ(ハ)とし、同(ハ)の次に次のように加える。

(ニ) 専門研修（当該専門研修のうち修学資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間から臨床研修期間及び医師少数区域等の医療機関の特定診療科に在職した期間に相当する期間を減じた期間を超える期間に係る部分に限る。）を受けているとき（(イ)から(ハ)までに該当する場合を除く。）。

第8条第1項第2号イ(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 臨床研修を修了した後に県内の医療機関で医師の専門性を高める勤務をしているとき。

第8条第2項中「医療機関等に勤務することを希望せず、かつ、公的な医療機関の特定診療科」を「医療機関の特定診療科」に改め、同条第3項中「希望せず、かつ、医師少数区域等の医療機関等での勤務を希望する」を「希望しない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に山形県医師修学資金貸与条例第2条第2号に掲げる特定診療科医師確保修学資金（以下「特定診療科医師確保修学資金」という。）の貸与を受けた者及びこの条例の施行の際現に特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けている者に係る特定診療科医師確保修学資金（利息を含む。）の返還の債務の免除については、改正後の第8条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、これらの者から同号の規定を適用することについて同意を得た場合は、この限りでない。

3 山形県医師修学資金貸与条例第2条第1号に掲げる地域医療従事医師確保修学資金（以下「地域医療従事医師確保修学資金」という。）の貸与を受けた者が施行日前に改正前の第8条第2項の規定による申請をした場合において、知事が当該申請を同項の規定により適当と認めたとときにおける当該地域医療従事医師確保修学資金（利息を含む。）の返還の債務の免除については、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該申請をした者から

同項において準用する同条第1項第2号の規定を適用することについて同意を得た場合は、この限りでない。

- 4 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者であってこの条例の施行の際現に山形県医師修学資金貸与条例第1条の2第6号に規定する臨床研修を受けているものは、施行日から当該臨床研修を修了するまでの間、改正前の第8条第1項第1号イに規定する医師少数区域等の医療機関等に勤務することを希望せず、かつ、同項第2号に規定する公的な医療機関の特定診療科に勤務することを希望する旨の申請をすることができる。
- 5 前項の場合において、知事が同項の規定による申請を適当と認めたときにおける同項の地域医療従事医師確保修学資金（利息を含む。）の返還の債務の免除については、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該申請をした者から同項において準用する同条第1項第2号の規定を適用することについて同意を得た場合は、この限りでない。

提 案 理 由

特定診療科医師確保修学資金の返還の債務の免除の要件を変更する等のため提案するものである。

議第55号

山形県みんなにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

山形県みんなにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県みんなにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例

山形県みんなにやさしいまちづくり条例（平成11年10月県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「、中学校及び」を「及び中学校で国立又は私立のもの並びに」に改める。

第23条の3中「もの（」を「もの（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの並びに」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第56号

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第19条 軽費老人ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項を次のように改める。

- 2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第7条の規定の適用については、同条中「施設」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。

附則第3項の前の見出しを削り、同項及び附則第4項を次のように改める。

- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第15条第2項の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的実施するよう努めるとともに、規則」とする。

- 4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第18条第1項の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。

附則第5項から第13項までを削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第2条第4項及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

軽費老人ホームが講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加するため提案するものである。

議第57号

- ・ 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条に次の1項を加える。

- 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第18条 養護老人ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の3項を加える。

- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第7条の規定の適用については、同条中「施設」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。
- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第14条第2項の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的実施するよう努めるとともに、規則」とする。
- 5 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第17条第1項の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第2条第4項及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

養護老人ホームが講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加するため提案するものである。